

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和2年4月24日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一            3番 高橋 誠一            4番 峠田 一徳  
5番 浅野 厚司            6番 渡部 基司            7番 本間 仁一  
8番 安達 芳紀            9番 佐藤 一志            10番 小野 博  
11番 渡沢 寿            12番 伊藤 圭一            13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり  
2番 黒澤 ちよ子
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 局長 大室 拓  
同 上 事務局補佐 山内 美穂  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第 7号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5 報第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第6 議第14号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第7 議第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第8 議第16号 非農地証明願に対する可否について  
日程第9 議第17号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について

(開会：ときに午後1時30分)

5. 会議の要領  
議長（高橋会長） 令和2年4月17日付け南農委告示第5号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は12名であります。2番黒澤ちよ子委員が1名欠席であります。

よって過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立いたしますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長） それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。5番浅野厚司委員、8番安達芳紀委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員       5番 浅野 厚司 委員  
                              8番 安達 芳紀 委員

議長（高橋会長） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長） 日程第3「諸般の報告」につきましては、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長） 日程第4 報第7号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長  ただ今上程されました、報第7号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年3月26日付け農第989号で、南陽市長から本委員会に対し、3月31日付けで30件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）  ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第7号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第5 報第8号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、報第8号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が2件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第8号について、ご説明申し上げます。  
1番につきましては、■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計4,770㎡を耕作地整理のため、合意解約するものです。  
2番につきましては、▲▲の■■■■さんと■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計4,770㎡を耕作地整理のため、合意解約するものです。  
以上でございます。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第8号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第14号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、賃借権設定6件、合計8件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より提案理由の説明がありましたが、嶋貫農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第14号について、ご説明申し上げます。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 田 148㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆合併7 畑 合計423㎡ の■■■■さん持分20分の1について所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計8,461㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲▲▲ 外1筆田 合計1,756㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計2,312㎡について、新規の3年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 田 4,046㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、物納となっております。

7番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外7筆 畑 合計2,547㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

8番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 田 2,363㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、物納となっております。

以上でございます。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

はじめに、議第14号 1番、3番の現地調査については、松田繁徳推進委員より、2番の現地調査については、竹田推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いいたします。

嶋貫農地係長

始めに▲▲の案件でございます。

1番の案件につきましては、草刈等の管理がされている場所と確認いただいております。

3番の案件につきましてはすべてが耕作され周辺農地への影響がないことを確認いただいております。

2番につきましては、▲▲の部落有の農地になっておりまして、現地が少し山林化が見られるような場所ということでございましたけれども、今回▲▲の方が部落にいらっしゃらなくなったという所も踏まえまして▲▲に住んでいらっしゃる親戚の方に持分を贈与したいという申請でございまして今後部落の財産を管理するためということもございましての申請という形で許可できる見込みがあるのではないかと事務局でも確認させていただいたところです。

以上でございます。

議長（高橋会長）

次に4番の現地調査について、3番高橋誠一委員より報告をお願いします。

3番  
（高橋誠一委員）

4月20日に現地調査を行ってきました。申請地はすべて耕作され周辺農地に影響がない事を確認してきました。

議長（高橋会長）

次に、5番の現地調査について、7番本間仁一委員より報告をお願いいたします。

7番  
（本間仁一委員）

昨日、現地調査に行きまして、耕作地はすべてが耕作され周辺の農地に影響がないことを確認いたしましたが、隣接している土地が若干荒れかかっているというところがあって、管理も大変なんだろうと思いますが、なおその辺も踏まえて、近くですので指導をさせていただきたいと思っております。

議長（高橋会長）

指導のほうよろしくをお願いします。

次に6番の現地調査について、13番鈴木正徳委員より報告をお願いいたします。

13番  
（鈴木正徳委員）

申請地はすべて耕作され周辺農地への影響はありません。

議長（高橋会長）

次に7番の現地調査について、12番伊藤圭一委員より報告をお願いいたします。

12番  
（伊藤圭一委員）

19日に確認しました。現地を通りすがりに常に見ているところですが、耕作はしていないのですが、毎年今の地主の方がトラクターで年に3回ぐらい耕運してきれいに整理されている管理されている畑でありまして、周辺の農地等への影響もないということで申請どおりの内容だと思います。

議長（高橋会長） 次に8番の現地調査について、8番安達芳紀委員より報告をお願いいたします。

8番  
（安達芳紀委員） 昨日23日に調査してまいりました。申請地はきちんと耕作されていまして周辺農地への影響ございません。  
以上です。

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に日程第7 議第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し5件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今事務局長から説明がありましたが、ここで農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第15号について、ご説明申し上げます。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんの所有する、▲▲字▲▲ 畑 19㎡を所有権移転し、自動車整備工場の通路として利用するため、申請があったものです。

嶋貫農地係長

当該地は、原則転用できない第1種農地であります。例外規定の既存敷地の拡張に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんの所有する、▲▲字西▲▲ 外1筆 畑 合計331㎡を所有権移転し、宅地造成して販売するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんの所有する、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計1,695㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■の所有する、▲▲字▲▲ 外3筆 田 合計745㎡を所有権移転し、宅地造成して販売するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

5番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんの所有する、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計270㎡を所有権移転し、駐車場などに利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます

以上でございます。

議長（高橋会長）

ここで、議第15号 1番から5番の現地調査について、13番鈴木正徳委員より、報告をお願いします

13番  
（鈴木正徳委員）

4月17日に、私と、伊藤圭一委員、山内事務局長補佐、嶋貫係長の4名で、5条5件の現地調査を行ってまいりました。すべての案件について、申請のおりであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第16号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第16号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し2件ありましたので、提案するものであります。

事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第16号につきまして、ご説明申し上げます。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が 田 370㎡が、昭和40年頃から耕作せず、山林化して、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、非農地証明できるものと判断できます。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が畑 327㎡が、昭和52年に住宅を建築し、現在に至っているものです。

住宅敷地として利用され、農地性はないものとして、証明できるものと判断できます。

以上です。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。

議第16号 1番の現地調査については、長谷部修委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。



嶋貫農地係長 山林化の非農地証明でございまして、地元委員の長谷部委員のほうに現地調査をお願いしております。調査の結果、当該地は山林化しておりまして農地に回復することができないということで報告を電話で頂戴しております。  
以上でございます。

議長（高橋会長） 次に2番の現地調査について、13番 鈴木正徳委員より報告をお願いします。

13番（鈴木正徳委員） 4月17日に、私と、伊藤圭一委員、山内事務局長補佐、嶋貫係長の4名で、非農地証明願の2番の案件の現地調査を行ってまいりました。この案件につきましては、申請のおりであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手を願います。

議長（高橋会長） ………………全員挙手……………

妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第9 議第17号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第17号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年4月13日付け農第66号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、1件の賃借権の設定に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしく願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 　ただ今提案されました、議第17号につきまして、ご説明を申し上げます。

総括表は、賃借権設定が1件で、計画面積が、297㎡ となっております。

賃借権の設定1件につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと、▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の畑、297㎡1筆を再設定の5年契約で、毎年12月31日支払い、金納となっております。

以上でございます。

議長（高橋会長） 　これより審議に入ります  
本案件について、質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手を願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 　許可することが妥当と認める委員が全員と認めます。

よって本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 　以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和2年4月17日付け南農委告示第5号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（閉会：ときに午後1時56分）